

チャレンジ工房どらすての管理及び運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、龍ヶ崎本町商店街のにぎわいや市民相互の交流及び地域コミュニティ活動推進を目的とした商工会各部並びに会員等の活動拠点とするため、チャレンジ工房どらすて（以下「どらすて」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定め、もって龍ヶ崎市における中心市街地の活性化に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 どらすての名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 チャレンジ工房どらすて
- (2) 位置 龍ヶ崎市4839番地1

(施設)

第3条 どらすての施設（以下「施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) テイクアウトコーナー
- (2) 厨房
- (3) 談話室
- (4) 会議室
- (5) 作業室
- (6) 冷凍庫
- (7) 下処理室
- (8) チャレンジボックス

(開館時間及び休館日等)

第4条 どらすての開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、事務局長は、必要があると認めるときは、会長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

- (1) 開館時間 午前10時から午後4時まで
- (2) 休館日 毎週日曜日・月曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで

(使用の範囲)

第5条 どらすてを使用することができる者は、次の第1号から第4号までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に通勤し、または通学する個人
- (3) 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人または法人その他の団体
- (4) 龍ヶ崎市が実施する特定創業支援等事業の支援を受け、証明書が発行され、今後市内において創業しようとする個人または法人その他の団体

2 前項に規定するもののほか、会長が特に認めた者は、どらすてを使用することができる。

(使用の手続)

第6条 施設を使用する者は、どらずて使用許可申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、使用する日の1月前から7日前(その日が休館日に当たる場合は、その日の前の休館日でない日)までの間に行わなければならない。ただし、会長が施設の管理運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。

3 会長は、前項の許可に際しては、施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の許可)

第7条 会長は、前条の規定に基づく申請を適当と認めたときは、チャレンジ工房どらずて使用許可書兼領収書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用の変更等)

第8条 前条の規定により許可書の交付を受けた者が、使用を中止し、又は変更する場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(使用の制限)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設の使用を拒み、又は退出を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品を携帯し、若しくは動物の類を帯同する者

(3) その他施設の管理運営上支障があると認められる者

(施設の使用の取消し等)

第10条 会長は、使用者が使用条件に違反し、又は会長の指示に従わないときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

(使用料)

第11条 施設を使用する者は、別表のとおり使用料を納付しなければならない。

但し、龍ヶ崎市が実施する特定創業支援等事業の支援を受け、証明書が発行され、今後市内において創業しようとする個人または法人その他の団体については、利用開始から3ヶ月間使用料を無料とする。

(使用料の不還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない事由により使用できなくなったとき。

(2) 使用者がその使用日の前日までに使用の取消しを申し出た場合で、会長が相当の理由があると認めたとき。

(3) その他会長が相当の理由があると認めたとき。

(損害賠償義務)

第13条 どちらの施設、設備、備品、図書等を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、会長が相当な理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(特別使用)

第14条 会長は、第1条の目的の妨げにならない範囲において、期限、条件等を定め、施設の一部を特別に使用させることができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第 10 条第 1 項関係）

（1）施設（チャレンジボックスを除く。）

使用区分	1 時間当たりの使用料	1 日当たりの使用料
テイクアウトコーナー	300 円	1,500 円
厨房	500 円	2,500 円
談話室	無料	無料
会議室	300 円	1,500 円
作業室	800 円	4,000 円
冷凍庫	100 円	500 円
下処理室	100 円	500 円

（2）チャレンジボックス

使用区分	1 か月当たりの使用料
縦 40 cm×横 45 cm×奥行 36 cm（A）	500 円＋売上の 5%
縦 40 cm×横 90 cm×奥行 36 cm（B）	800 円＋売上の 5%
ハンガー（C）	500 円＋売上の 5%